

2 救急業務の体制に関する検討

2 救急業務の体制に関する検討

- ① 令和6年度検討会報告書を踏まえた取組(p.2～)
- ② 日勤救急隊の導入について(p.4～)
- ③ 救急業務の高度化を踏まえた救急隊のあり方(p.16～)

① 令和6年度検討会報告書を踏まえた取組

2 救急業務の体制に関する検討

(1) 令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書を踏まえた取組

○救急安心センター事業(＃7119)の強化

- ＃7119「事業導入・運営の手引き」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書(例)」の内容を充実し改訂。
- 高齢者や介護施設等への認知度向上を目的としたデザインの広報物を作成。
- これらの資料・媒体の活用に加え、＃7119と患者等搬送事業者(者)との積極的な連携を依頼する旨の通知を発出。



○転院搬送に関するガイドラインの改訂

- 救急患者連携搬送料や消防機関で運用を終えた救急車の活用等による転院搬送における病院救急車の活用推進。
 - 地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者で共有し、地域の実情に応じて活用。
 - 病院救急車で転院搬送における救急救命士等の活用。
- ⇒これらの内容を追加した「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」(令和7年6月30日付け消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名通知)を発出し、各地域での転院搬送に係る合意形成を促進。

○患者等搬送事業者の認知度向上

- 患者等搬送事業者についての住民における認知度が低いケースが見受けられることを踏まえ、「患者等搬送事業者認定等に係る報告要領」を改正し、消防本部において認定している患者等搬送事業者一覧のホームページへの掲載有無について把握。
- ⇒720消防本部中、管内に認定事業者を有する389消防本部のうち、対応している消防本部は173消防本部(44.5%)。



○日勤救急隊の導入

- 日勤救急隊は、多様な働き方、救急需要対策に資すると考えられることが報告書で示され、日勤救急隊の導入検討について通知を発出。
 - ・ 日勤救急隊を導入している消防本部の事例を紹介。
 - ・ 地域の実情に応じた日勤救急隊の導入検討を促進。



○救急業務のDXの推進

- 救急業務におけるDX技術の導入は救急隊員の業務負担軽減に資するものであることから、より一層、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、「救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ」を作成した。
- 全国の消防本部へ、救急業務のDXの推進を検討する際の参考としていただくよう、技術カタログを通知した。



まとめ(今後の方向性)

- アンケート調査やフォローアップ調査等を通じて、都道府県・消防本部等における取組をフォローしていく。

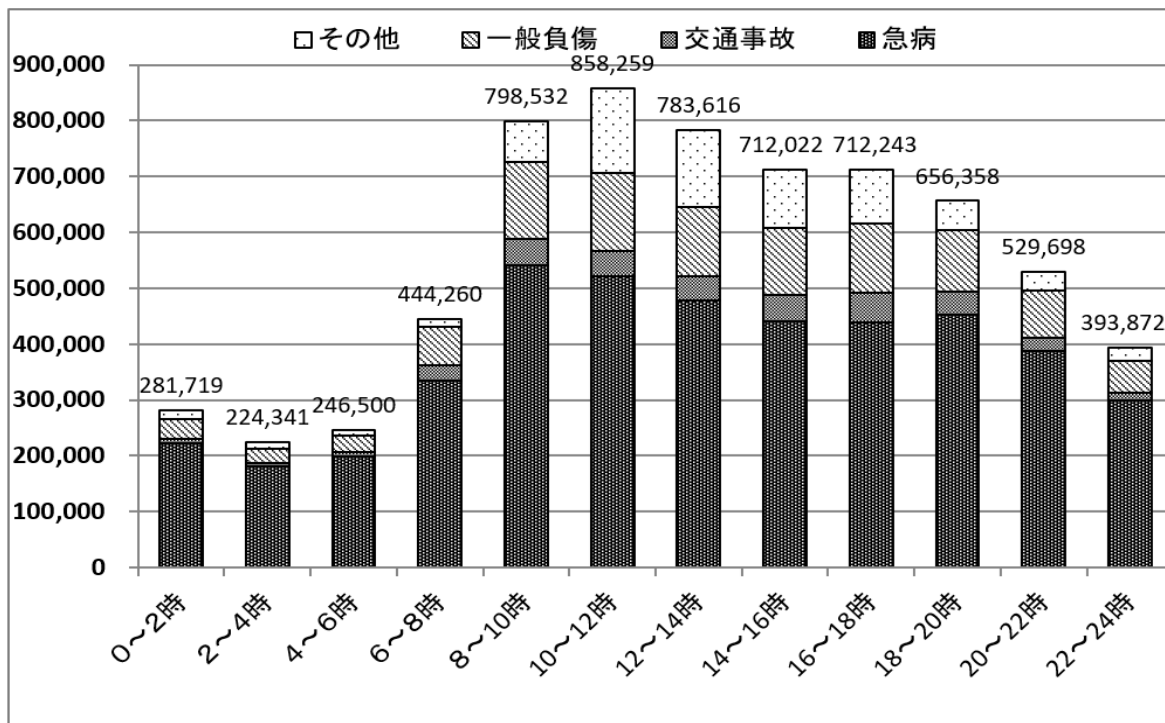
② 日勤救急隊の導入について

2 救急業務の体制に関する検討

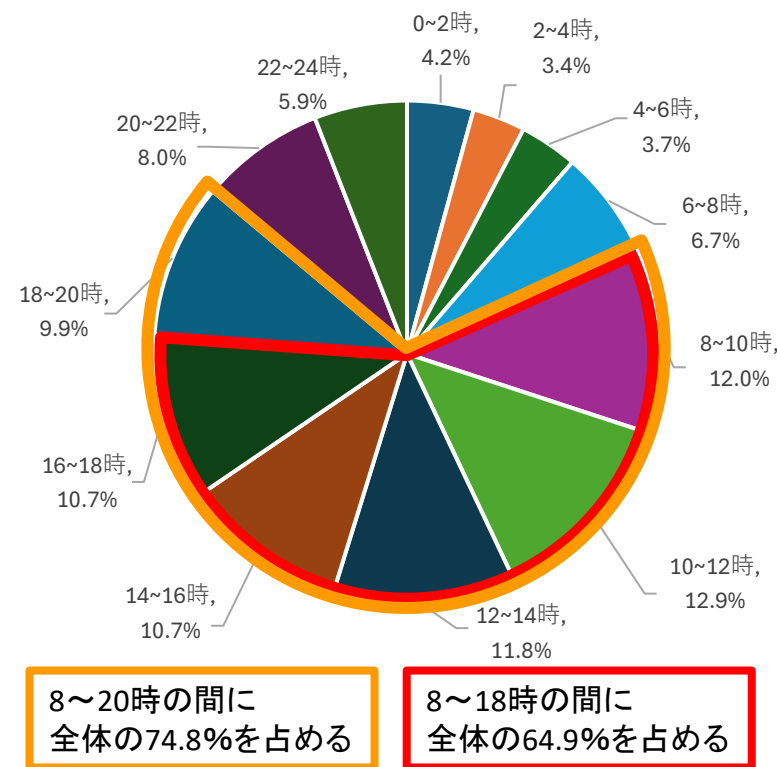
(1) 時刻別の救急要請の状況

救急要請の入電時刻別の搬送人員

(令和5年 単位：人)



(出典：令和6年版 救急・救助の現況)



「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の概要

- 日勤救急隊は、日中に多い救急需要に対応するとともに、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方にも資する。
- 全時間帯の救急隊を1隊増隊するより、日勤救急隊を1隊増隊する方が、追加で必要となる救急隊員の人数が少なく、救急隊員の人員確保の観点からのハードルが低い。

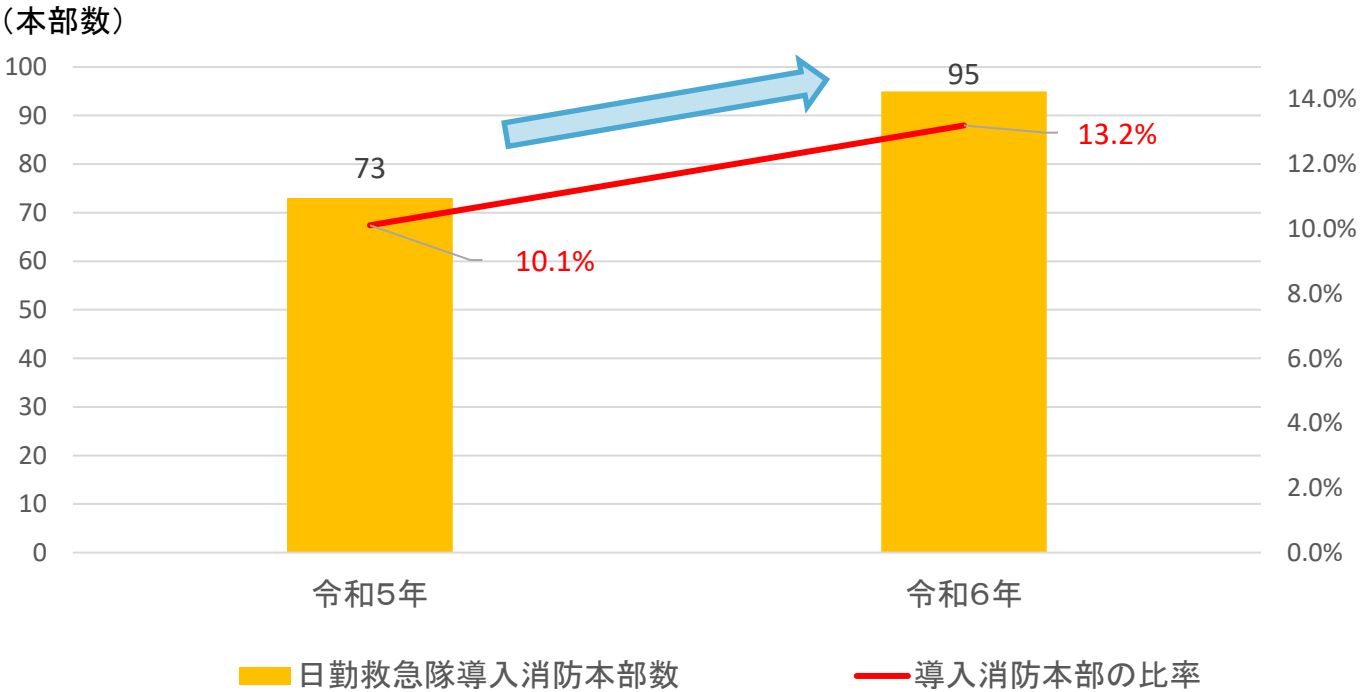
2 救急業務の体制に関する検討

(2) 日勤救急隊の導入状況

○ 日勤救急隊を導入する消防本部は増加している。

日勤救急隊の導入状況

	令和5年	令和6年
全消防本部数	722	720
労務管理として日勤救急隊を導入している消防本部数	73	95
導入本部の割合	10.1%	13.2%



(令和5、6年度「救急救命体制の整備・充実に関する調査」結果より)

2 救急業務の体制に関する検討

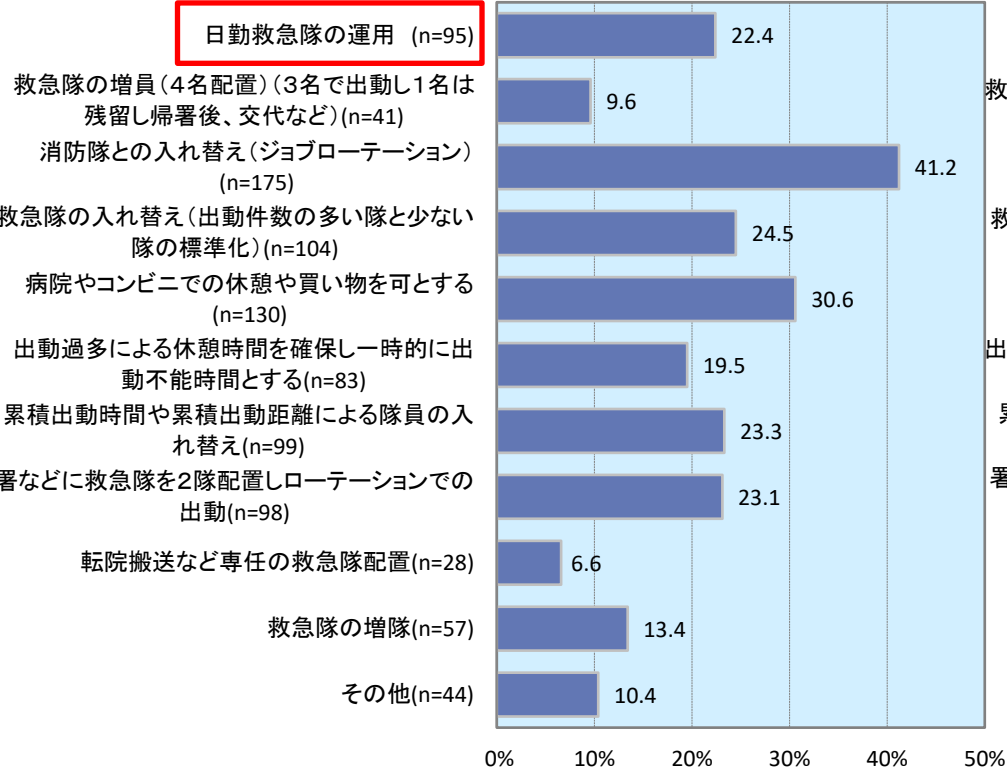
(2) 日勤救急隊の導入状況

- 720消防本部のうち、95消防本部(13.2%)において救急隊の労務管理として日勤救急隊が導入されている。
- 258消防本部(35.8%)は、救急隊の労務管理として、日勤救急隊の運用に今後取り組みたいと考えている。

救急隊の労務管理についての取組内容<複数回答>

N = 425 (※)

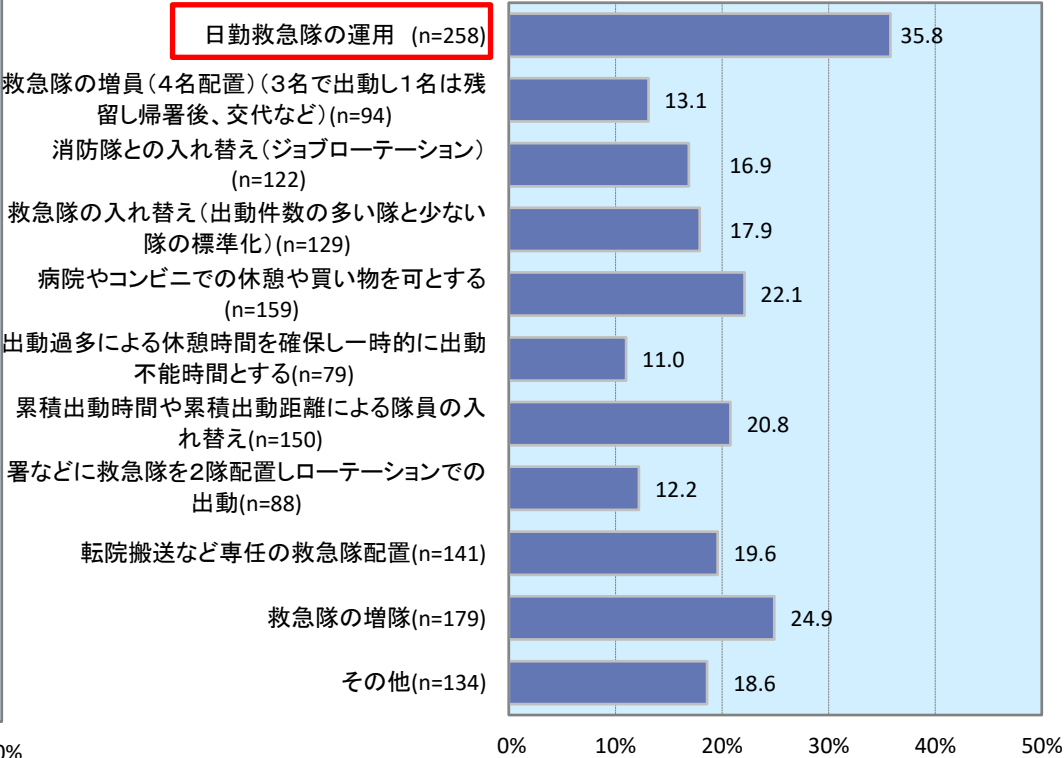
日勤救急隊の運用 (n=95)



救急隊の労務管理について今後取り組みたい内容<複数回答>

N = 720

日勤救急隊の運用 (n=258)



(※720消防本部のうち、救急隊に労務管理について取り組んでいると回答した425本部に対して質問)

2 救急業務の体制に関する検討

(3) 救急要請の入電時刻別の搬送人員の推移

○ 救急要請の入電時刻別の搬送人員の年次推移をみると、8時～18時、8時～20時の搬送件数の増加割合は、それぞれ、18時～8時、20時～8時の増加割合よりも大きく、その差も拡大してきている。

救急要請を入電した時刻別の搬送人員

時間 年	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	8～18時の 合計(a)	18～8時の 合計(b)	(a)-(b)	8～20時の 合計(c)	20～8時の 合計(d)	(c)-(d)	救急自動車による搬送人員
令和5年	798,532	858,259	783,616	712,022	712,243	656,358	3,864,672	2,776,748	1,087,924	4,521,030	2,120,390	2,400,640	6,641,420
平成30年	696,040	733,206	673,697	617,976	631,290	602,749	3,352,209	2,608,086	744,123	3,954,958	2,005,337	1,949,621	5,960,295
平成25年	610,992	636,389	588,270	548,427	562,789	550,701	2,946,867	2,393,250	553,617	3,497,568	1,842,549	1,655,019	5,340,117
平成20年	525,973	546,004	507,881	482,300	490,784	483,516	2,552,942	2,125,694	427,248	3,036,458	1,642,178	1,394,280	4,678,636
H20⇒R5増加率	51.8%	57.2%	54.3%	47.6%	45.1%	35.7%	51.4%	> 30.6%		48.9%	> 29.1%		42.0%
H30⇒R5増加率	14.7%	17.1%	16.3%	15.2%	12.8%	8.9%	15.3%	> 6.5%		14.3%	> 5.7%		11.4%

(救急・救助の現況より)

2 救急業務の体制に関する検討

(4) 日勤救急隊の導入促進に関する取り組み

消防本部等に対し「日勤救急隊の導入検討について(通知)」(令和7年6月5日)を发出

消防救第 195 号
令和 7 年 6 月 5 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

日勤救急隊の導入検討について(通知)

「救急隊員の適正な労務管理の推進について(通知)」(平成 30 年 3 月 30 日付け消防救第 56 号消防庁救急企画室長通知)等を踏まえ、適正な労務管理の推進のため、各消防本部(以下、本部という。)において、救急需要が多い時間帯に救急隊を増隊する取り組みが進められているところです。

令和 5 年中の救急自動車による救急出動件数・搬送人員は、集計を開始した昭和 38 年以降、最多を記録しており、今後も、高齢化の進展等による救急需要の増加が考えられます。また、令和 5 年中の、救急要請を入電した時刻別の搬送人員は、特に日中の時間帯が相対的に多い状況であり(別紙 1 参照)、令和 6 年 8 月 1 日時点の調査では、720 本部のうち、95 本部において救急隊の労務管理としていわゆる日勤救急隊が導入されている状況です。

こうした中、令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会において、日勤救急隊について検討され、日勤救急隊は、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する他、日中に多い救急需要に対応しており、需要が多いエリアに機動的に配置することで、増加する救急需要への対策になると考えられる旨が報告されました。については、救急隊の増隊に際しては、日勤救急隊を増隊することにより、救急隊 1 隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資すると考えられると同時に、日中等に需要が多い地域へ配置することで、増大する救急需要への対策の強化となると考えられるため、地域の実情に応じ、日勤救急隊の導入を検討いただくようお願いいたします。

なお、別紙 2 のとおり、日勤救急隊を導入した本部の事例を紹介するので、必要に応じ、導入の検討に際して参考としていただきたい。

また、本通知について、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、遺漏のないよう周知方をお願いいたします。

【連絡先】消防庁救急企画室
寺村、金子、長谷、森、伊藤、的場、山名
TEL : 03-5253-7529 (直通)

【通知の概要】

日勤救急隊の意義と効果

- 女性救急隊員の活躍を含めた多様な働き方に資する
- 日中に多い救急需要に対応
- 需要が多いエリアに機動的に配置
- 救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化に資する
- 増大する救急需要への対策強化となる



- 地域の実情に応じて、日勤救急隊の導入を検討いただくよう依頼
- 日勤救急隊を導入した本部の事例を参考として紹介

日中の救急需要

【救急出動件数】

(全時間帯)

令和3年 令和4年 令和5年

123,229件 146,609件 155,776件

23,380件増加 9,167件増加

(8-17時台)

令和3年 令和4年 令和5年

68,622件 80,597件 85,089件

11,975件増加 4,492件増加

- ◆令和4年、新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、救急出動件数が激増
- ◆救急出動件数の内、約6割を昼間時間帯(8～17時台)が占有
- ◆救急隊のひっ迫状態(高稼働率)も大部分が昼間時間帯に発生



【昼間時間帯に運用する救急隊】

概要

増隊時期：令和5年4月
 運用時間：365日8:45～17:30（変則日勤）
 配置場所：本部機動部隊第一庁舎（本部第5救急隊）
 本部機動部隊第二庁舎（本部第6救急隊）
 特徴：救急需要に応じた「機動的な運用」を実施



増隊効果

【救急隊平均現場到着時間】

令和3年 令和4年 令和5年

(8-17時台) (8-17時台) (8-17時台)

6分14秒 6分37秒 6分23秒

救急需要が増加している中、日中の救急隊平均
到着時間は短縮

【救急隊稼働率状況】

※8-17時台に以下の稼働率に至った日数

	令和4年	令和5年
70%以上日数	93日	<u>88日</u>
80%以上日数	38日	<u>24日</u>
90%以上日数	6日	<u>1日</u>

救急需要が増加している中、救急隊稼働率の
上昇も改善。

※救急隊稼働率：救急隊のうち、出動中（指令から再出動可能になるまでの間）の救急隊の割合

「機動的な運用」概要

現状と課題

- ☆時期や曜日などにより、需要が集中するエリアが変わる
- ☆救急隊稼働率において方面差が大きいことがある

機動的な配置変更

過去の出動実績(出動件数、**現着時間**、隊数)を基に一定期間配置先を変更

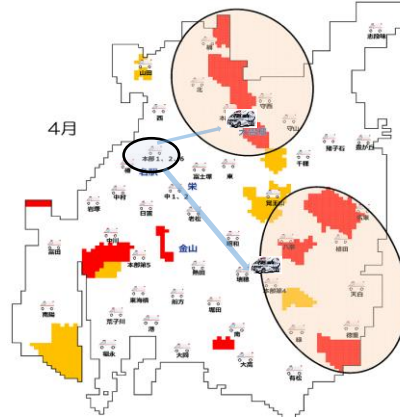
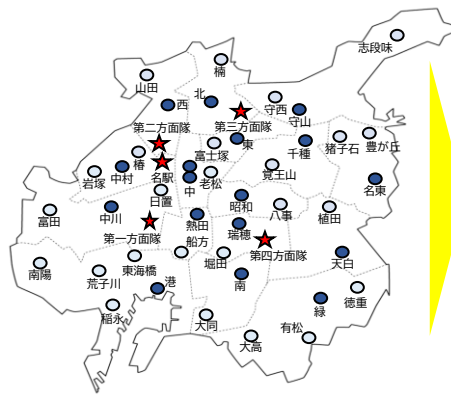
機動的なエリア移動

救急隊の**稼働率**を本部救急隊がスマホでモニタリングし、**動態状況**と合わせて空白エリアへ移動

機動的な配置変更

【計画的な配置】

例 昼間時間帯の出動状況(4月)
・指令から現着が6分を超える出動件数が多いエリアを抽出



名駅・栄エリアと比較して、大曽根エリアや覚王山・八事エリアの出動状況が厳しい

本部第6救急隊を特別消防隊第二方面隊から第三方面隊などに機動的な配置変更を行う

実績による出動状況を分析(状況が厳しいエリア)

- ◆ (休日)名駅・栄エリアや覚王山エリア
- ◆ (6月)金山・船方エリアや大曽根・覚王山エリア
- ◆ (10月)栄エリアや南東エリア(南・天白)

需要に合わせた機動的な配置を行う

機動的なエリア移動

【スマホで稼働率のモニタリング】

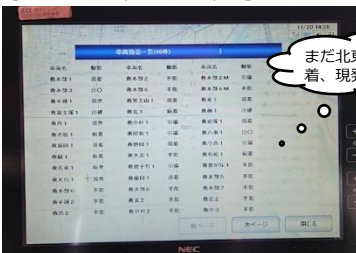


北東方面不足してる

【本部救急隊主導で移動】

※病院からの帰署ルート工夫するなど

【AVMで救急隊の動態確認】



まだ北東方面の隊は現着、現発ばかり



病発時等に確認

効果

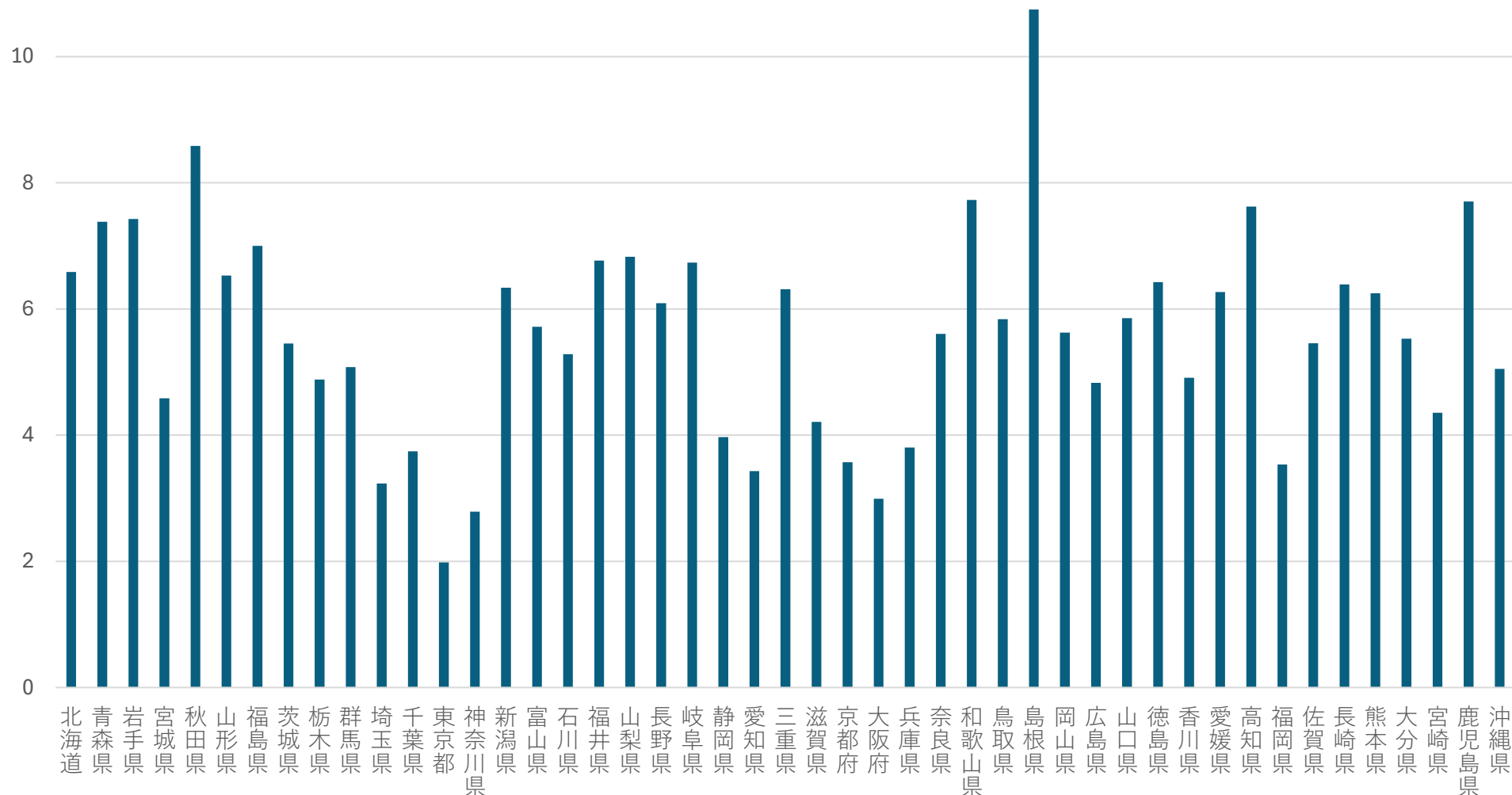
- **救急隊稼働率上昇の抑制**
- **救急出動件数の平準化**
- **遠方出動の抑制**
- 救急隊の**現場到着時間短縮**
- **迅速な救命処置体制の確保**

市民サービス向上

2 救急業務の体制に関する検討

(5) 救急隊数の現状

(隊/10万人) ○ 人口10万対救急隊数については、都市部がある都道府県ほど少ない状況の中、どのように救急業務を提供していくことが考えられるか。



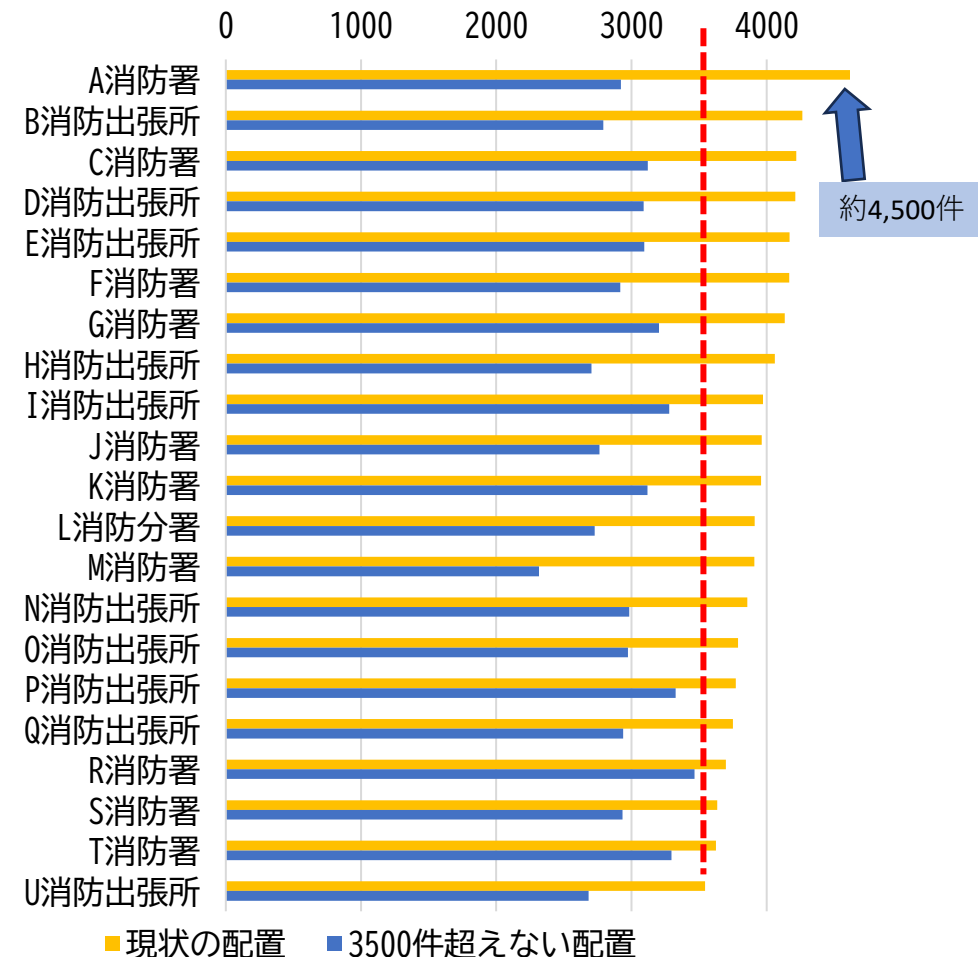
(出典)「令和6年版 救急・救助の現況」(令和6年4月1日救急隊数)、「人口推計」(総務省統計局)(令和6年10月1日現在都道府県別総人口)より算出

AIを活用した救急隊運用最適化

(例) 2030年に全ての救急隊の搬送件数を3,500件/年未満とする場合の増隊シミュレーション
 救急搬送件数：103,020件（2023年）→116,500件程度（2030年予測）

	現状の配置		3500件/年を超えない配置	
	日中	夜間	日中	夜間
A消防署	2	1	3	2
B消防出張所	1	1	2	2
C消防署	1	1	2	2
D消防出張所	1	1	2	1
E消防出張所	2	1	3	2
F消防署	1	1	2	2
G消防署	1	1	2	2
H消防出張所	1	1	2	2
I消防出張所	1	1	1	1
J消防署	1	1	2	2
K消防署	1	1	1	1
L消防分署	1	1	2	2
M消防署	1	1	2	2
N消防出張所	1	1	2	1
O消防出張所	1	1	1	1
P消防出張所	1	1	1	1
Q消防出張所	1	1	1	1
R消防署	1	1	1	1
S消防署	1	1	1	1
T消防署	1	1	1	1
U消防出張所	1	1	1	1
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全隊数	33	31	45	40
増隊数			12	9

3,500件/年未満にする増隊前後の搬送件数



救急隊 9 隊増隊
 日勤救急隊 3 隊増隊

※架空の消防本部のシミュレーション

2 救急業務の体制に関する検討

(6) 救急隊の数に関する基準について

昭和39年 (救急業務実施基準)

第三条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村に置く救急隊の数は、原則として次の各号によるものとする。

- 一 人口十五万以下の市町村にあっては、おおむね人口五万ごとに一とする。
- 二 人口十五万をこえる市町村にあっては、三に人口十五万をこえる人口について、おおむね七万ごとに一を加えた数とする。

昭和51年改正

(救急隊の数)

第三条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村に置く救急隊の数は、人口十万について一とし、十万をこえ十万を増すごとに一を加えた数とする。

- 二 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該市町村の立地条件その他の事情により必要があると認めるときは、救急隊の数を増加するものとする。

平成12年改正

(救急隊の数)

第三条 市町村に置く救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- 一 人口十五万以下の市町村にあっては、おおむね人口三万ごとに一とする。
- 二 人口十五万を超える市町村にあっては、五に人口十五万を超える人口について、おおむね人口六万ごとに一を加えた数とする。

平成26年改正

(救急隊の数)

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- 一 人口十万以下の市町村にあっては、おおむね人口二万ごとに一とする。
- 二 人口十万を超える市町村にあっては、五に人口十万を超える人口について、おおむね人口五万ごとに一を加えた数とする。

2 救急業務の体制に関する検討

(7) 日勤救急隊の導入に関する取り組みについて(まとめ)

今後の取り組み(案)

- 地域の実情に応じ、需要が多い時間帯に対応する日勤救急隊の導入の検討を行うよう通知したところ。
- 地域の実情に応じた日勤救急隊の増隊は、増大する救急需要への救急資源の供給面での対策として有用と考えられる。
- 各消防本部における、日勤救急隊の導入検討を促進するため、
 - ・日勤救急隊の導入事例を調査し、導入によって得られた効果等について全国の消防本部へ情報提供すること
 - ・消防庁が開発した、AIを活用した救急隊運用最適化システムによる日勤救急隊の効果的な増隊・配置シミュレーション等による支援を検討する。
- 救急業務実施基準において、人口に応じて救急隊の数を規定しているが、各地域で人口当たりの救急隊数に差がある状況であり、地域の実情に応じた日勤救急隊の増隊を推進するため、救急業務実施基準を改訂し、勤務の体制等を勘案し、地域の実情に応じて、消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数を加算するよう努めるものと追記することを検討する。

③ 救急業務の高度化を踏まえた救急隊のあり方

救急業務の位置づけと実施体制

○ 救急業務の位置づけ

- ・ 昭和38年：救急業務の法制化（消防法第2条第9項）
- ・ 昭和61年：疾病等による傷病者の搬送と救急隊員による応急処置を明記（消防法第2条第9項）
- ・ 平成3年：救急救命士法が制定
- ・ 平成21年：消防の任務及び消防法の目的に傷病者の搬送を適切に行うことを明記（消防組織法第1条、消防法第1条）

○ 消防本部数・・・・・・・・・・720本部（単独432本部、組合288本部）（令和6年4月1日現在）

○ 救急業務実施体制（令和6年4月1日現在）

- ・ 救急業務実施市町村数・・・1,719市町村のうち1,690市町村（東京都特別区は1市として計上）

いわゆる「役場救急」・・・・29町村

- | | | | |
|-------------|------------------|------------------------|---------------|
| ・ 救急隊数 | ・・・・・・・・ 5,415隊 | <u>平成26年（5,028隊）比</u> | <u>7.7%増</u> |
| ・ 救急隊員数 | ・・・・・・・・ 67,006人 | <u>平成26年（60,634人）比</u> | <u>10.5%増</u> |
| ・ 救急救命士資格者数 | ・・・・ 44,919人 | <u>平成26年（31,012人）比</u> | <u>44.8%増</u> |
| ・ 運用救急救命士数 | ・・・・ 31,014人 | <u>平成26年（23,560人）比</u> | <u>31.6%増</u> |
| ・ 救急自動車数 | ・・・・・・・・ 6,640台 | <u>平成26年（6,114台）比</u> | <u>8.6%増</u> |

うち高規格救急車6,561台



救急救命士とは

- 平成3年の救急救命士法（厚生労働省所管）の施行により制度創設
- 救急救命士とは、**厚生労働大臣の免許**を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、「救急救命処置」を行うことを業とする者。（救急救命士法第2条第2項）

救急救命士が行う業務範囲

【場所の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間に限られている。（救急救命士法第2条第1項）

※救急救命士法改正（R3.5.28公布、同10.1施行）により、「病院若しくは診療所に到着し入院するまでの間」が追加された。

【対象者の制限】

救急救命士が行う救急救命処置の対象は、重度傷病者に限られている。（救急救命士法第2条第1項）

【処置の制限】

救急救命士が行う救急救命処置は、医師の指示の下に行うこととされており、また、その範囲も限定されている。

（救急救命士法第2条第1項及び第2項）

※救急救命処置には、医師の包括的指示によるものと、医師の具体的指示が必要な特定行為（救急救命士法第44条第1項）がある。

救急救命士有資格者数

- ①：令和6年3月31日 厚生労働省調べ
②③：令和6年4月1日 総務省消防庁調べ

①全国の救急救命士登録者数 **72,849名**

②消防機関に所属する救急救命士 **44,919名**

③救急隊として運用されている救急救命士 **31,014名**

【参考】

- ①のうち②に含まれない者
…自衛隊、海上保安庁、医療機関に所属している救急救命士 等
- ②のうち③に含まれない者
…消防署の管理職・ポンプ隊員、消防本部の救急担当課、指令室員 等

2 救急業務の体制に関する検討

(8) 救急隊及び救急隊員(救急救命士含む)の現状

- ・救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。
- ・消防長は、救急救命士の資格を有する救急隊員等1人以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

(消防法施行令第44条1項及び救急業務実施基準第6条を要約)

【救急隊員の要件】

- 1 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- 2 救急業務に関し1に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
(→医師、保健師、看護師、准看護師又は救急救命士)

(消防法施行令第44条5項を要約)

救急隊数の推移

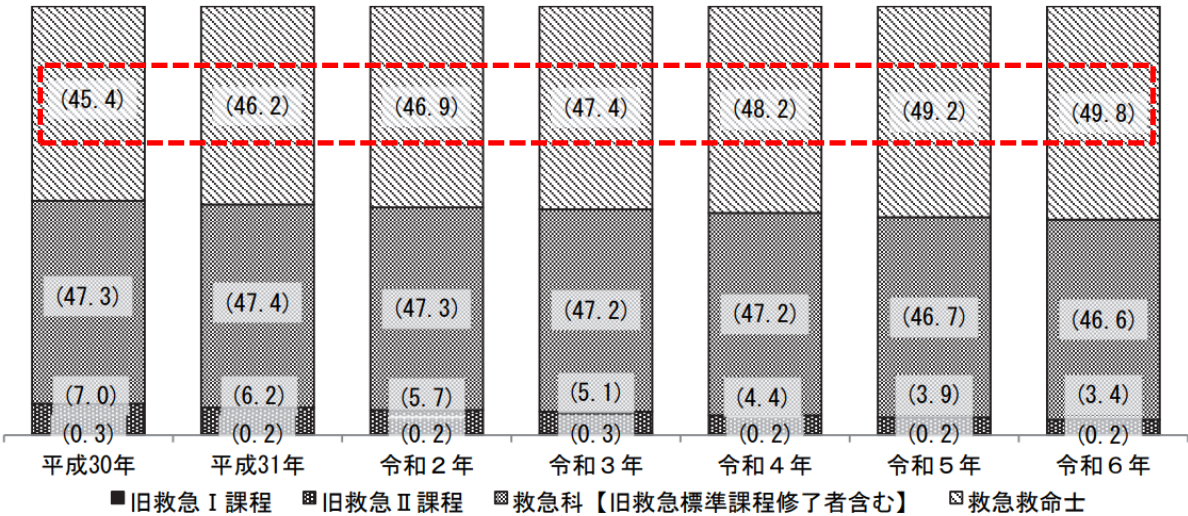
(単位:人)

年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
救急隊数	5,179	5,215	5,270	5,302	5,328	5,359	5,415
対前年増減数	39	36	55	32	26	31	56
対前年増減率(%)	0.8	0.7	1.1	0.6	0.5	0.6	1.0

(注)各年とも4月1日現在の数値である

救急隊員の資格状況の割合

(単位:%)



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(出典:令和6年版 救急・救助の現況)

⇒救急救命士資格を有する救急隊員の割合は増加している

2 救急業務の体制に関する検討

(9) 救急隊での救急救命士の運用の推移

○救急救命士を運用する救急隊の数・割合は共に増加しており、99.6%の救急隊に救急救命士が配置

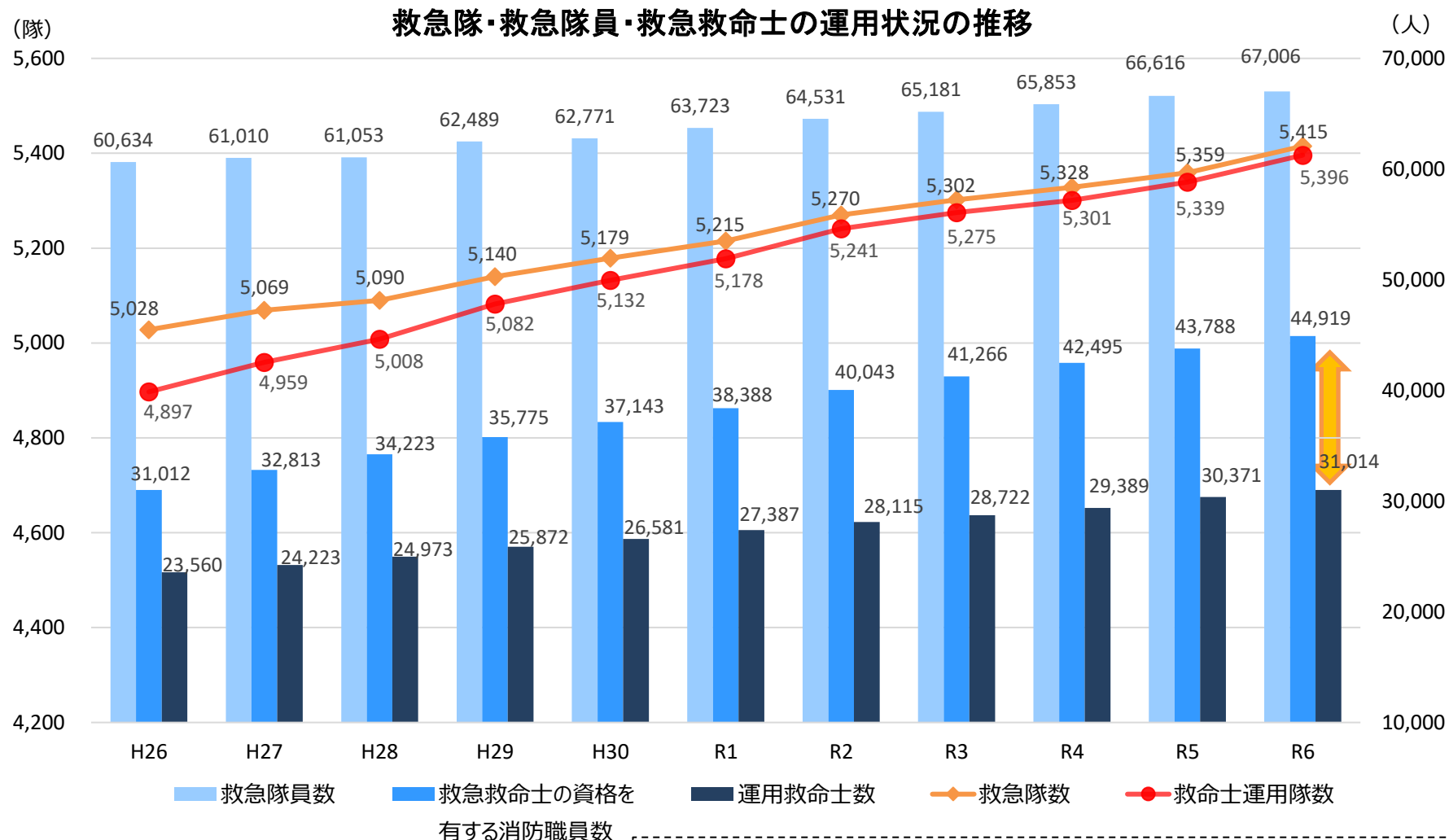
救急隊での救急救命士の運用の推移

年 区分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
救急隊数	5,004	5,028	5,069	5,090	5,140	5,179	5,215	5,270	5,302	5,328	5,359	5,415
救急救命士 運用隊数	4,842	4,897	4,959	5,008	5,082	5,132	5,178	5,241	5,275	5,301	5,339	5,396
割合(%)	96.8	97.4	97.8	98.4	98.9	99.1	99.3	99.4	99.5	99.5	99.6	99.6

(出典: 令和6年版 救急・救助の現況)

救急隊・救急隊員・救急救命士の運用状況

- 消防庁では、各救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制を目標に救急救命士の養成を進めており、令和6年4月1日現在、5,415隊中5,396隊(99.6%)で救急救命士が配置・運用されている。



※運用救命士とは、救急救命士の資格を有する消防職員であって、うち救急隊員として救急救命士運用されている者をいう。

資格別救急隊員数(救急救命士)

(令和6年4月1日現在)

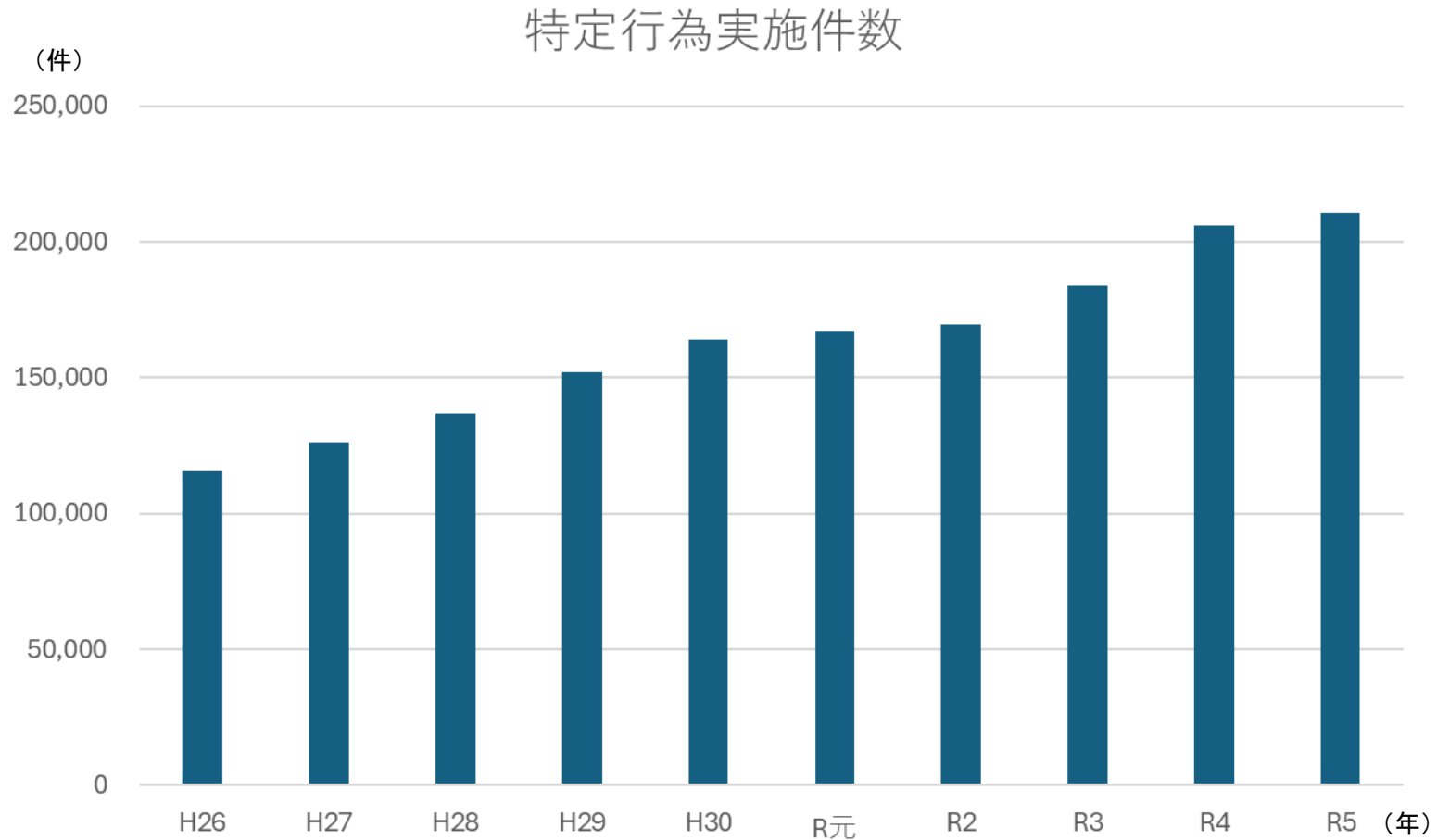
- 救急救命士有資格者数※.....33,350人
 - ・ 気管挿管認定..... 16,605人
 - ・ 薬剤(アドレナリン)投与認定..... 30,558人
 - ・ CPA前静脈路確保認定..... 29,886人
 - ・ ブドウ糖投与認定..... 29,798人

(※)ここでいう「救急救命士有資格者数」とは、救急隊員である救急救命士の数をいう。

(出典:令和6年版救急・救助の現況)

消防機関の救急救命士による特定行為の実施状況

○ 消防機関の救急救命士による特定行為(※)の実施件数は増加し、令和5年は約21万件であった。



(救急・救助の現況より集計)

(※)特定行為:救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことができる処置

救急救命士の処置範囲拡大の経緯

平成3年

救急救命士法施行

1. 医師の具体的な指示で行うもの（特定行為）

- ・半自動式除細動器による除細動
- ・食道閉鎖式エアウェイ又はラリngeアルマスクによる気道確保
- ・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液

2. 医師の包括的な指示で行うもの

- ・精神科領域の処置
- ・小児科領域の処置
- ・産婦人科領域の処置
- ・聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- ・血圧計の使用による血圧の測定
- ・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図電送
- ・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- ・経鼻エアウェイによる気道確保
- ・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ・ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- ・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
- ・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- ・口腔内の吸引
- ・経口エアウェイによる気道確保
- ・バッグマスクによる人工呼吸
- ・酸素吸入器による酸素投与

平成15年

「自動体外式除細動器(AED)による除細動」を1. 医師の具体的な指示で行うものから2. 包括的な指示で行うものに変更

平成16年

「気管内チューブによる気道確保(気管挿管)」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

「**気管内チューブを通じた気管吸引**」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加

平成18年

「**薬剤(エピネフリン)の投与**」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

平成21年

「自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加

平成23年

「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加

平成26年

「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液」「低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」を1. 医師の具体的な指示で行うものに追加、「血糖測定器を用いた血糖測定」を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加

その他の応急手当を2. 医師の包括的な指示で行うものに追加(※救急救命士法第二条第一項「救急救命処置の範囲について」の26～33の処置)

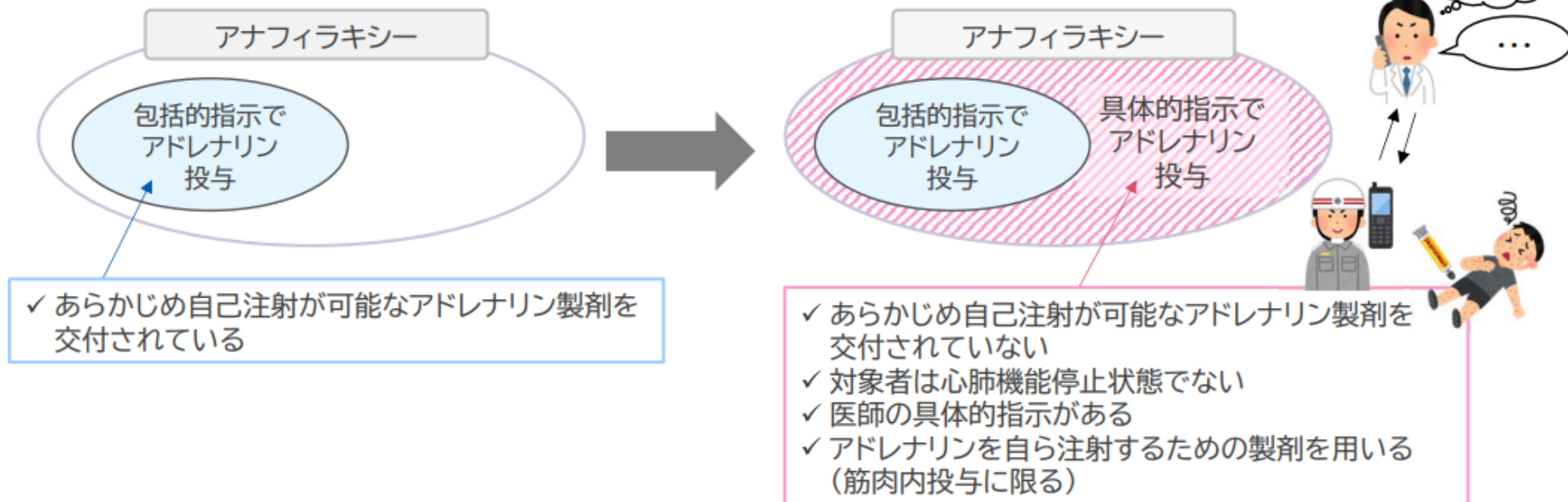
アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤による アドレナリンの投与対象拡大に係る実証事業について

第7回救急医療の現場における医療関係職種
の在り方に関する検討会ワーキンググループ
資料1・一部改（令和7年3月28日）

実証事業を行うに際し規定する法令の概要

厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関の職員である者が行う救急救命士法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、規定の期日までの間（当該期間内に開始された処置にあっては、当該処置が終了するまでの間）、救急救命士法施行規則第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態ではない患者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤（エピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。））の投与とする。

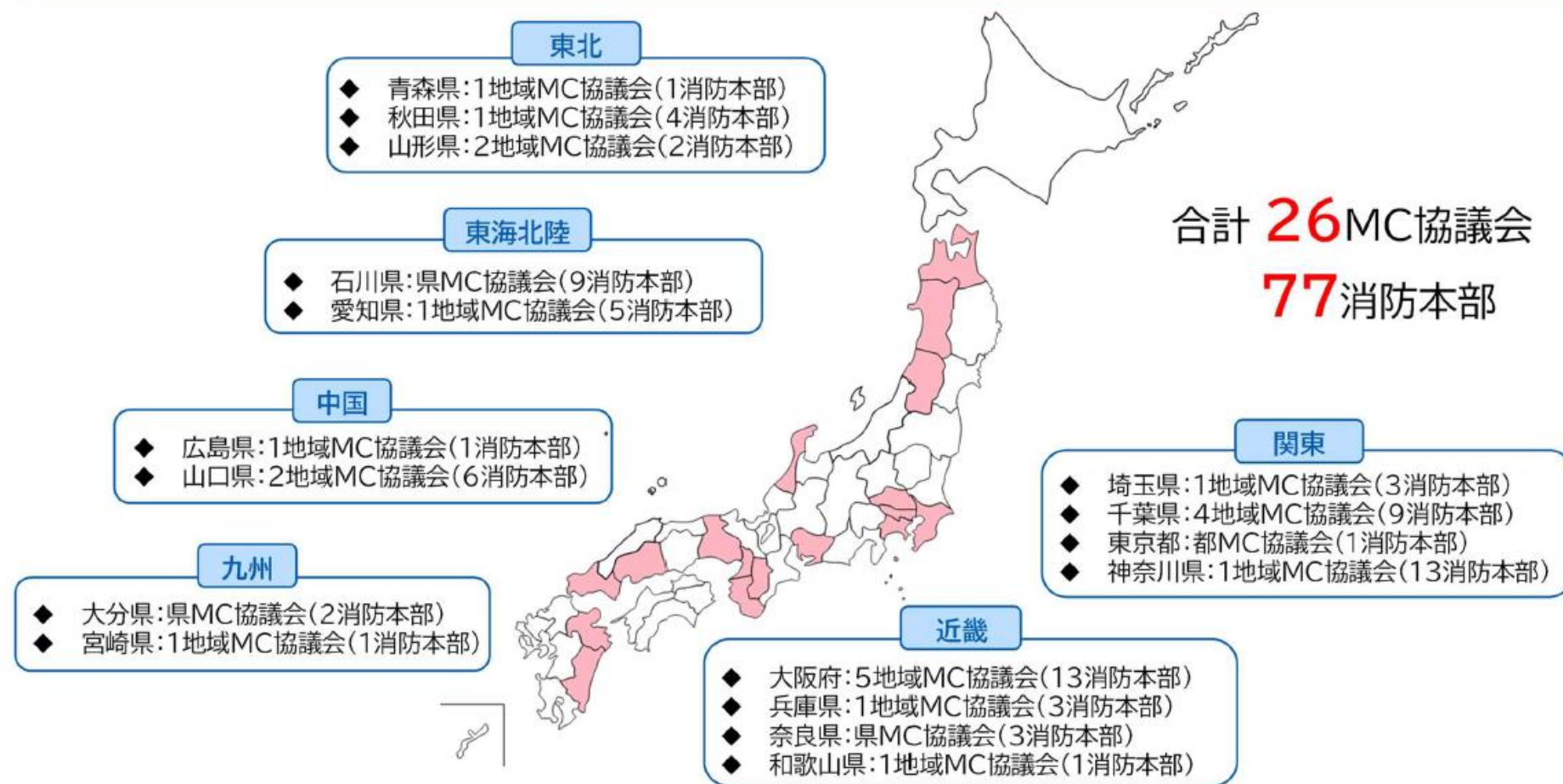
実証事業において、“救急救命士が所属する消防機関”と“期間”を限定し、
心肺機能停止状態でない患者に対して、下右図のピンク色部分の処置実施を可能とする。



※エピネフリンとアドレナリンとは同じ薬剤を指す

実証参加消防本部の公募・選定について

- 公募のあった都道府県・地域メディカルコントロール(MC)協議会、消防本部の中から、実証事業対応指示医の確保状況、実証事業参加救急救命士の確保状況、安全管理体制の確保状況等について評価のうえ、合計26MC協議会（うち4都県MC協議会、22地域MC協議会）、77消防本部を選定。



※ 消防本部に所属する救急隊のうち、一部の隊のみ参加する本部も含む

令和7年3月 選定された地域において実証開始（3/27法令整備）。



- 当該実証事業において、適切に教育体制を構築し安全に手技が実施可能であることを事例の蓄積により確認する。
 - ✓ そのため、実証事業を令和7年12月末まで継続する。（傷病者へ投与後に追加配布されるエピペン®がなくなった地域から順次実証期間終了。）
 - ✓ この間、実証参加地域における当該処置の実施件数や有害事象の発生等について厚生労働省および厚生労働科学研究班において調査し、安全な実証実施に必要な情報を実証参加地域へ速やかに共有するとともに、必要に応じて本ワーキンググループへ報告する。
- 実証の結果を踏まえ、本ワーキンググループにおいて、全国的な処置拡大について速やかに検討することとする。

※ 本ワーキンググループでの指摘を踏まえ、プレフィルドシリンジ製剤に関する対応については、自己注射可能なアドレナリン製剤の全国展開後、必要に応じて別途検討するものとする。

2 救急業務の体制に関する検討

(10) 救急業務の高度化に伴う検討

検討事項(案)

- 救急出動件数の増加と共に、救急救命士が行う特定行為の範囲の拡大の検討等が進んでいる。
- こうした状況では、一人の救急救命士に求められる対応数が増加すると共に、救急救命士の処置範囲が拡大すること等で、救急救命士に求められる処置の質も高まり、消防機関の救急救命士の負担が増加する状況が懸念されないか。
- 救急現場という人員が限られた環境で、高度化する救急業務に対応していくため、現状を踏まえて、消防機関における救急救命士の活用や救急隊のあり方について、どのようなことが考えられるか。(例: 救急隊の編成を救急救命士1名以上から2名以上へ増強、今後の指導救命士のあり方など)

参考資料



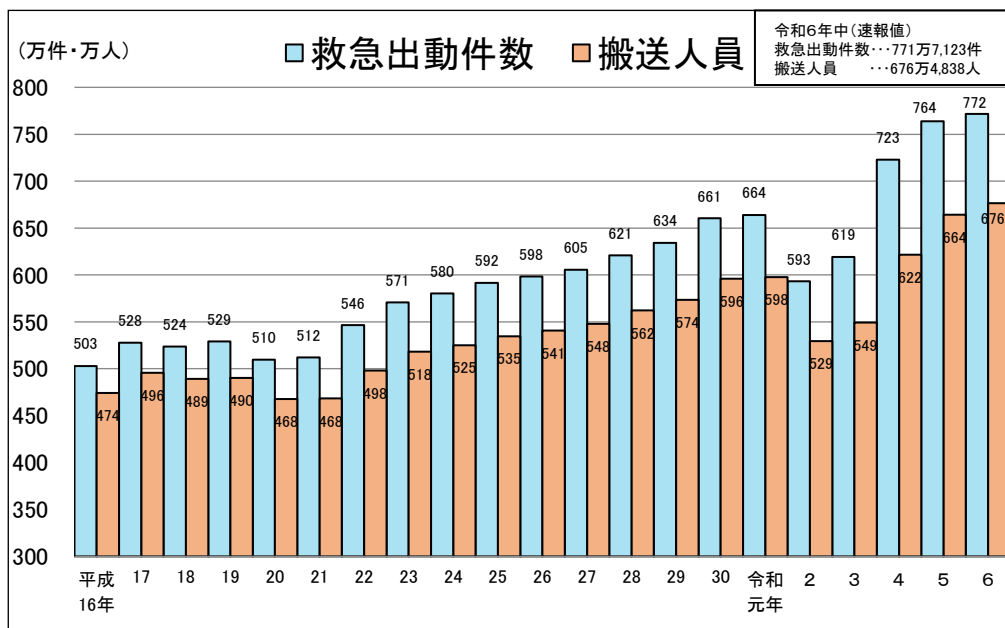
救急出動件数等の状況

- 令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数と搬送人員の速報値は、集計を開始した昭和38年以降、最多となった。

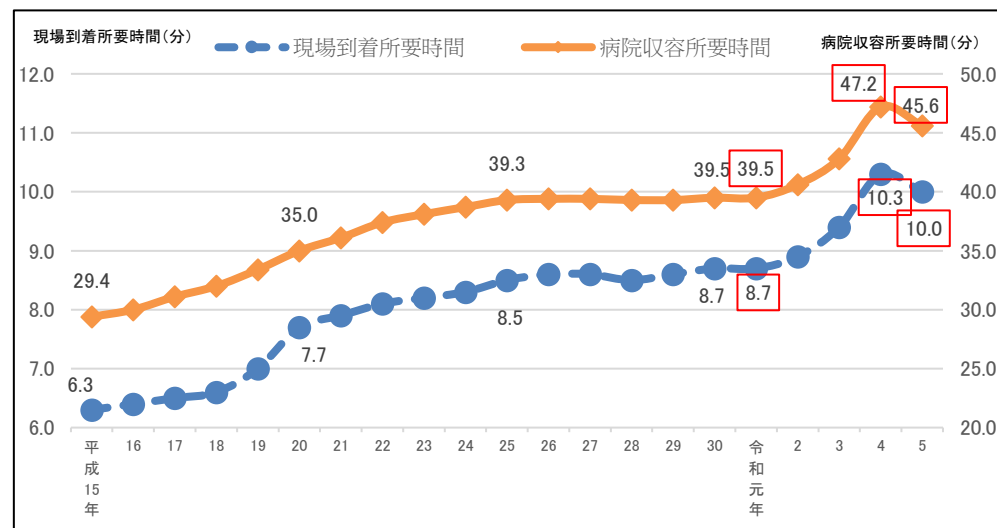
【救急出動件数】約772万件(対前年比+1.0%) 【救急搬送人員】約676万人(対前年比+1.9%)

- また、令和5年中の現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)の平均は約10.0分(前年約10.3分)となっており、新型コロナウイルス感染症禍(以下、「新型コロナ禍」という。)前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している。また、病院収容所要時間(119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)の平均は約45.6分(前年約47.2分)となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約6.1分延伸している。

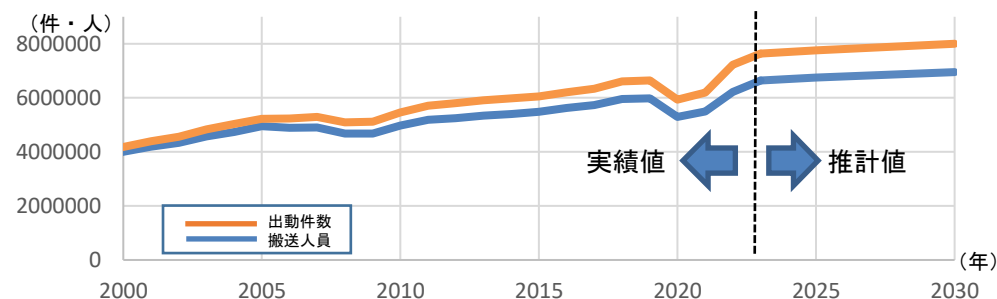
(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



(2) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(3) 救急出動件数・救急搬送人員の年次推移とその将来推計(2000年~2030年)



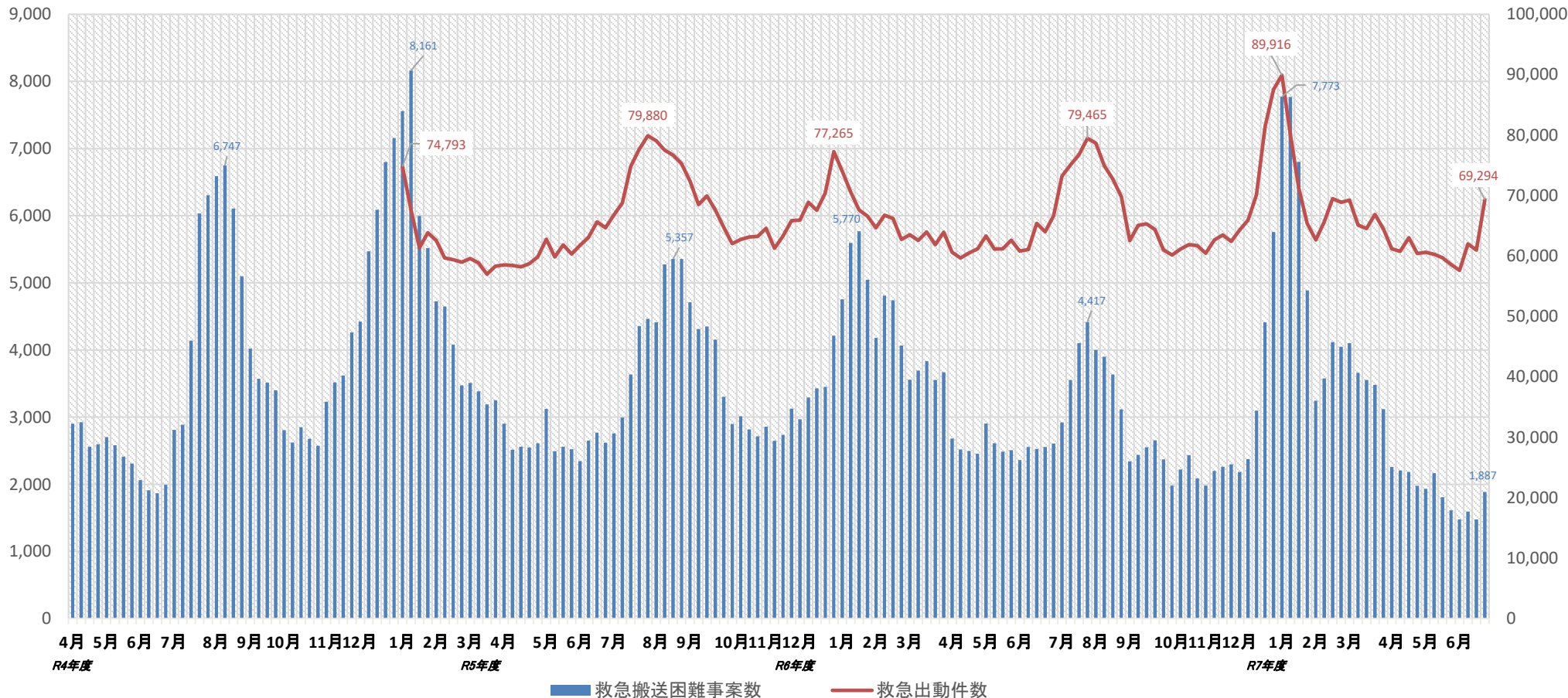
	出動件数	対前年比	搬送人員	対前年比
令和6年(速報値)	約772万件	+1.0%	約676万人	+1.9%
令和5年	約764万件	+5.7%	約664万人	+6.8%
令和4年	約723万件	+16.8%	約622万人	+13.3%
令和3年	約619万件	+4.4%	約549万人	+3.8%
令和2年	約593万件	▲10.7%	約529万人	▲11.5%



救急搬送困難事案に係る状況調査の結果

- 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁あて報告のあったもの。
- 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

搬送困難事案数(件)

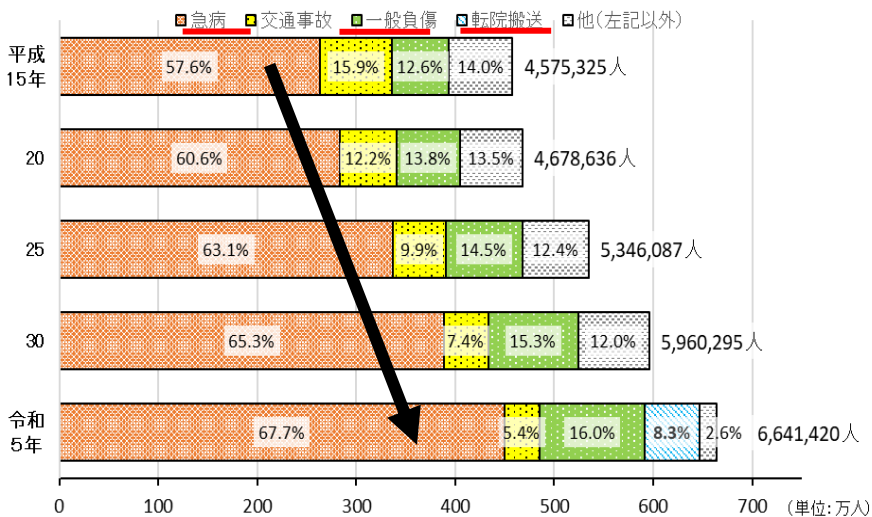
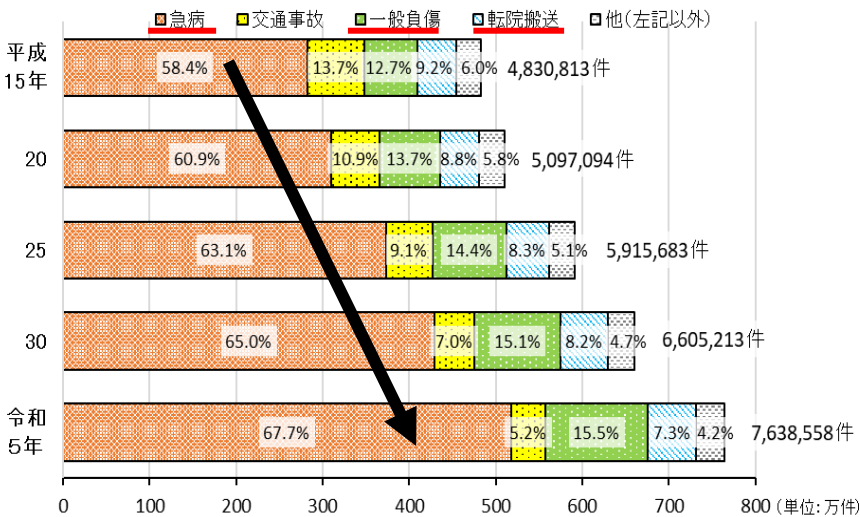


引き続き、本調査結果を、都道府県や保健所、医療機関などの関係者とも情報共有し、地域における搬送受入れ体制の整備・改善など、必要な対応策の検討等に活用いただきたい。

○ 救急自動車による出動件数及び搬送人員ともに急病・一般負傷・転院搬送は増加している。

事故種別の救急出動件数と5年ごとの構成比の推移

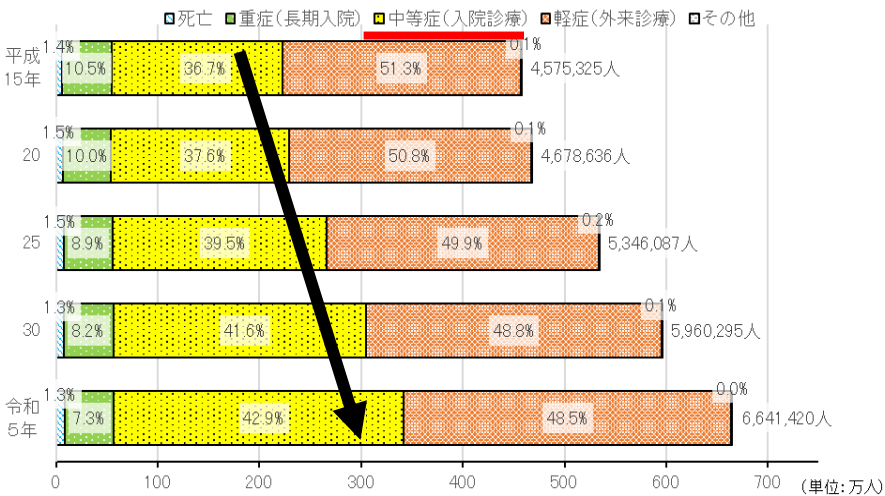
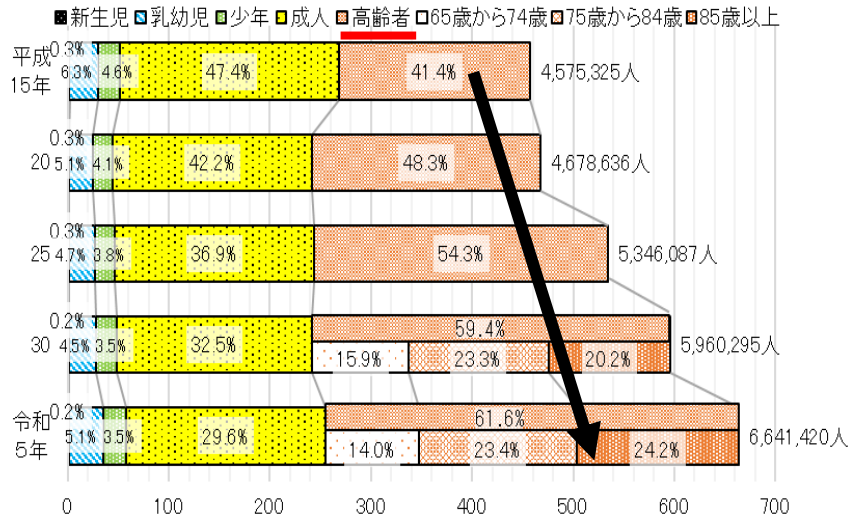
事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



○ 年々、高齢者の搬送割合が増加しており、中等症(入院診療)の割合も増加している。

年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移

傷病程度別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



(出典) 令和6年版 救急・救助の現況



急病の傷病程度別の年齢区分別の搬送人員

(令和5年 単位:人)

年齢区分 傷病程度	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
死亡	54 (2.5)	243 (0.1)	98 (0.1)	8,058 (0.6)	65,309 (2.3)	73,762 (1.6)
重症 (長期入院)	120 (5.6)	2,096 (0.8)	997 (0.8)	54,933 (4.2)	247,943 (8.8)	306,089 (6.8)
中等症 (入院診療)	976 (45.2)	52,027 (21.0)	25,639 (20.4)	402,152 (30.8)	1,448,571 (51.5)	1,929,365 (42.9)
軽症 (外来診療)	1,003 (46.5)	193,116 (78.0)	98,845 (78.7)	841,049 (64.4)	1,051,777 (37.4)	2,185,790 (48.6)
その他	5 (0.2)	44 (0.0)	24 (0.0)	255 (0.0)	570 (0.0)	898 (0.0)
合計	2,158 (100)	247,526 (100)	125,603 (100)	1,306,447 (100)	2,814,170 (100)	4,495,904 (100)

(注) 1 ()内は構成比(単位:%)を示す。

2 傷病程度とは、救急隊が傷病者を医療機関に搬送し、初診時における医師の診断に基づき、次の5種類に分類している。

傷病程度に基づく分類は次のとおりである。

- (1) 死亡: 初診時において死亡が確認されたものをいう。
- (2) 重症(長期入院): 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするものをいう。
- (3) 中等症(入院診療): 傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
- (4) 軽症(外来診療): 傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
- (5) その他: 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。

なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、骨折等で入院の必要はないが、通院による治療が必要な者は軽症として分類されている。



事故発生場所別の搬送人員内訳

(住宅・公衆出入場所・道路：令和5年)

		搬送人員	構成比
住宅	1 居室	3,279,079人	49.4%
	2 廊下・玄関等	373,995人	5.6%
	3 庭・テラス等	83,622人	1.3%
	4 便所	76,170人	1.1%
	5 浴室	63,178人	1.0%
	6 その他(台所・階段等)	136,379人	2.1%
	計	4,012,423人	60.4%
公衆出入 場所	1 老人ホーム	573,854人	8.6%
	2 病院・診療所	557,924人	8.4%
	3 マーケット等	84,228人	1.3%
	4 料理店等	77,423人	1.2%
	5 駅構内	68,601人	1.0%
	6 その他(学校・駐車場等)	381,657人	5.7%
	計	1,743,687人	26.3%
道路	1 一般道路等	507,331人	7.6%
	2 自動車専用道路	10,428人	0.2%
	3 高速自動車国道	8,698人	0.1%
	4 その他(交差点・横断歩道等)	139,081人	2.1%
	計	665,538人	10.0%

※「老人ホーム」とは「老人ホーム、老人保健施設等」を指す。

(出典) 令和6年版 救急・救助の現況 p.33

https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/items/kkkg_r06_01_kyukyu.pdf

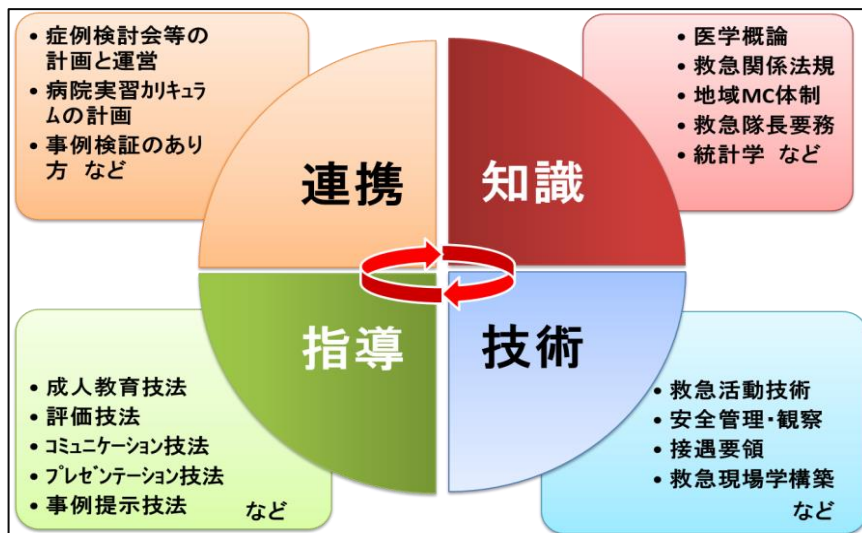
救急業務に携わる職員の生涯教育の指針(Ver.1.0)

○ 指導救命士とは、以下の要件にすべて合致したものであること。

- 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有すること
- 救急隊長として、通算5年以上の実務経験を有すること※1
- 特定行為について、一定の施行経験を有すること※2
- 医療機関において、一定の期間の病院実習を受けていること
- 必要な養成教育を受けていること、または、県MCでこれらの講習と同等以上の教育を受けていると特に認められること
- 消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表などの豊富な経験を有すること
- 所属する消防長が推薦し、県MCが認定するもの

※1: 救急隊長代理(副隊長・予備隊長・隊長代行等)としての経験を含んでよいものとする

※2: 全国での平均施行回数(5年間)=26回を参考値として、都道府県MC協議会が地域の特性に応じて定めた数の成功施行経験とする



指導救命士の養成研修カリキュラム

<知識>

- ・救急隊員のための医学概論
- ・救急業務と関係法規
- ・消防組織とMC 等

<技術>

- ・救急活動技術
- ・基本手技の確認
- ・安全管理、観察、処置 等

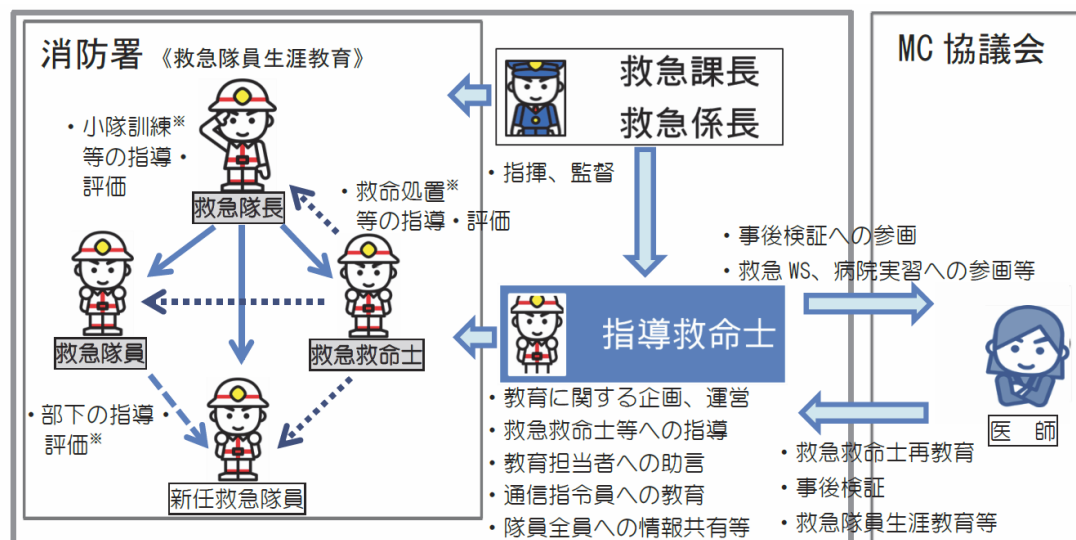
<指導>

- ・成人教育法
- ・評価技法
- ・コミュニケーション技法 等

<連携>

- ・症例検討会の計画と運営
- ・病院実習カリキュラムの計画
- ・実践技能コースの計画と運営 等

救急業務に携わる職員の生涯教育の指針(Ver.1.0)



※新任救急隊員以外はすべて「教育担当者」として、それぞれの役割で教育、指導を担う（図左）

指導救命士を中心とした教育体制の構築

- 教育を計画的、効果的、効率的に行うためには、各消防組織において体系化された教育体制の構築が必要。
- 指導救命士については教育の企画・運営・指導の中心的役割を担う者として位置づけられる。
- 指導救命士が中心的な役割を担うとともに、いわゆる屋根瓦方式の教育として、新任救急隊員以外をすべて教育担当者（指導者）として位置づけている。

消防本部等での役割例

救急隊員生涯教育に関する企画・運営 (年間教育計画の策定、研修会の開催等)
救急救命士への指導 (主に OJT における救急救命士再教育の指導)
救急隊員への指導、評価
教育担当者への助言
事後検証（一次検証等）の実施、フィードバック
救急ワークステーションでの研修、指導
通信指令員への救急に関する指導
救急全体で共有すべき事柄の伝達・指導 など

対外的（対MC）役割例

MC 協議会への参画（会議等への参加）
MC 協議会との連絡・調整（リエゾン）
事後検証委員会への参画、フィードバック
病院実習での指導、院内研修の補助等 (救急救命士再教育（院内）の計画策定、補助等)
消防学校、救命士養成所等での講師、指導等
MC 圏域等での他消防本部での講師、指導等
国での各種検討会（救急関連）への参画等
全国規模の研修会等への参加
全国救急隊員シンポジウムの企画等への参画など

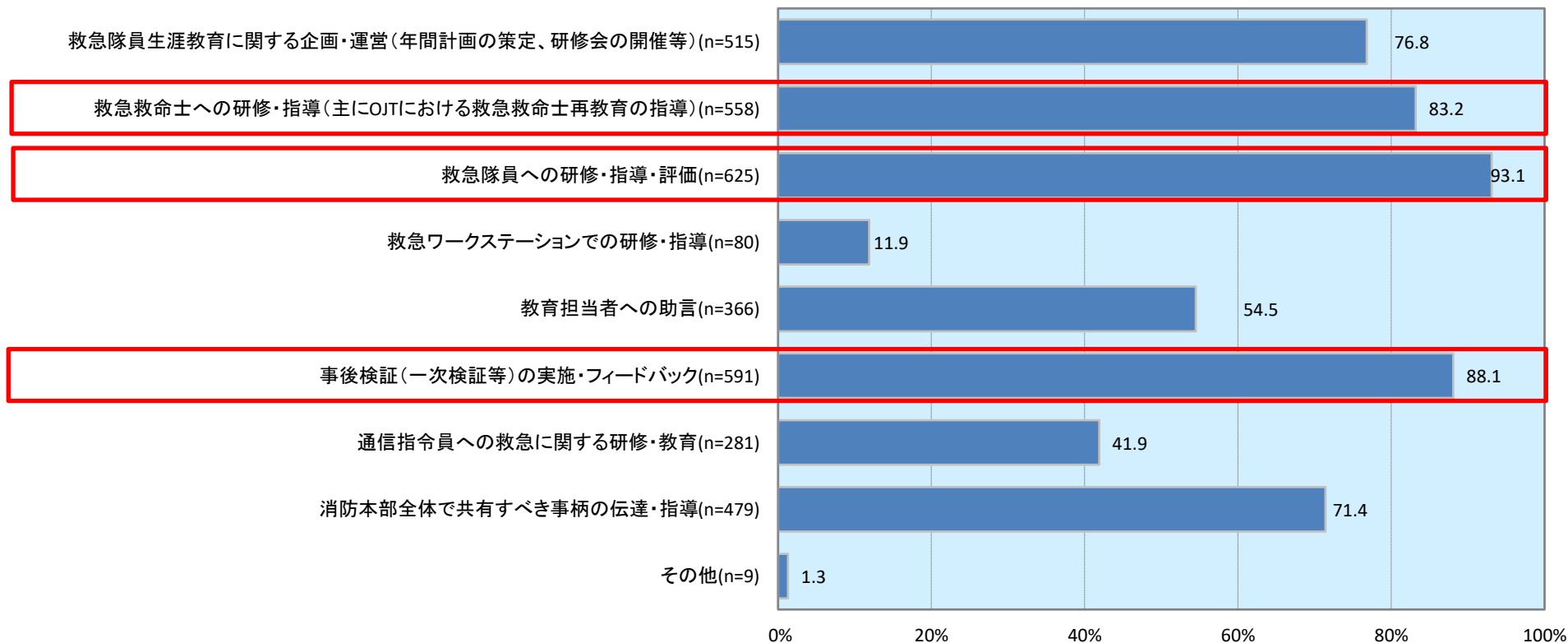
指導救命士の役割例

- 指導救命士の役割は大きく2つに分けられる
- ① 他の救急隊員に対する指導や助言、研修会等の企画・運営等
(消防本部内の教育・指導)
- ② MC協議会への参画、消防本部とのリエゾン、事後検証の実施やフィードバック、病院実習の補助等
(対外・対MCとしての役割)

指導救命士の役割

- 指導救命士を配置している消防本部に対し、消防本部内における業務に関して指導救命士の役割を調査したところ、
- ・「救急隊員への研修・指導・評価」が9割強、「事後検証（一次検証等）の実施・フィードバック」が9割弱、「救急救命士への研修・指導（主にOJTにおける救急救命士再教育の指導）」が約8割強であった。

消防本部内の業務に関する指導救命士の役割＜複数回答＞（N=671）



指導救命士の役割

- 指導救命士を配置している消防本部に対し、対外的な業務における指導救命士の役割を調査したところ、
・「地域メディカルコントロール協議会への参画(会議等への参加)」が8割弱、「事後検証委員会への参画・フィードバック」が7割強であった。

対外的な業務に関する指導救命士の役割＜複数回答＞（N=671）

